

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第二項第五号並びに第八条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令

第一条 農林漁業の健全な発展

2 生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定により設備整備計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

なければならない。
一 申請者が法人である場合にあつては、その

定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）

照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載（二書類））

三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の位置と用途(二二二四面)を説明した書類

電設備等の位置を明らかにした図面

電話機等の本体及び構造を明らかにしたる面
五 法第七条第一項の規定による申請に係る設
備整備計画（以下二の条及び次条において単

（但し、この条文では「設備整備計画」の意味で、次第に述べる「設備整備計画」とは別物である。）に法第七条第四項第一号に掲げる行為を記載する場合にあ

団体会員に掲げる書類については、次に掲げる書類

は、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者である場合にはあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(1) 当該行為に係る農地を農地以外のものにする者

(2) 当該行為に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者

口 び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

ハ 当該行為に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するため必要な道路、用排水施設その他

ハ の施設の位置を明らかにした図面

二 信 用があることを証する書面

ホ 当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備をするために必要な資力及び

ト ある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面

八 ハ 当該行為に係る農用地が土地改良区の区域内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）

ト その他参考となるべき書類

六 設備整備計画に第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図

ロ ハ 当該行為に関する計画書

ハ 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

二 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるもの）を含む）。法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他の当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

ホ 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許

（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分がであったものについては、当該処分があつたことを証する書類）
ヘ 当該行為を行うために必要な資力及び信
用があることを証する書類
ト その他必要と認める書類

七 設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲
げる行為を記載する場合にあつては、次に掲
げる書類

イ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図
ロ 申請者が、法人である場合には当該法人
の登記事項證明書（これに准ずるものを持
む）、法人でない団体である場合には代表
者の氏名並びに規約その他当該団体の組織
及び運営に関する定めを記載した書類、個人
の場合にはその住民票の写し若しくは個人
番号カードの写し又はこれらに類するもの
のであって氏名及び住所を証する書類
ハ 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許
可、認可その他の処分を必要とする場合
（法第七条第三項第二号及び第三号に規定
する行為並びに同条第四項第一号から第三
号まで及び第五号から第九号までに掲げる
行為に係る場合を除く。）には、当該処分
に係る申請の状況を記載した書類（既に処
分があつたものについては、当該処分があ
つたことを証する書類）
二 当該行為に係る森林の土地の登記事項証
明書（これに準ずるものを持む。）
ホ 申請者が当該行為に係る森林の土地の所
有者でない場合には、当該森林において當
該行為を行ふ権原を有することを証する
書類
ヘ 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣
接する森林の土地の所有者と境界の確認を行
つたことを証する書類（森林法施行規則
(昭和二十六年農林省令第五十号) 第五
十九条第二項又は第六十一条第二項の規定
により添付を省略することができる場合を
除く。）
ト その他必要と認める書類

二年法律第六百六十一号) 第二十条第三項の許可に係るものに限る。) を記載する場合にあつては、次に掲げる図面(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面)

イ 当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

ロ 当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

ハ 当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

二 当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

ホ 当該行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつてゐる道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けたことが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

(1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

(2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

(3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

(4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の觀点から比較した結果

- 九
十 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉法（昭和二十三年法律第百一十五号）第三条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる書類

イ 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図

ロ 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図

ハ 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに当該行為の方法が温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

二 挖削時災害防止規程（温泉法施行規則第一条の二第十号に規定する掘削時災害防止規程をいう。次号ニにおいて同じ。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第四条第一項第一号から第三号までに該当するかどうかを審査するため必要となる書類

ヘ 申請者が温泉法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類

ト 申請者が温泉法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

十一 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉法第十二条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

ロ 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図

ハ 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

二 当該行為が増掘である場合にあっては、
　　増掘に係る掘削時災害防止規程
ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第十二条第二項において準用する書類

6

八、申請者が温泉法第十一條第二項又は第三項において準用する同法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

九、法第七条第二項第五号の農林水産省令・省令で定める事項は、次に掲げるものとす
土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

電設備の整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項

（一）その他参考となるべき事項

設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる事項

（一）転用の時期

（二）転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

（三）その他の参考となるべき事項

（四）権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

（五）当該行為に係る土地の所有者の氏名又は

(設備整備計画の計画事項)
第二条 法第七条第二項第五項
環境省令で定める事項は、

- 二 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
本 当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高
ヘ 転用の時期
ト 転用することによつて生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要
チ その他参考となるべき事項
六 設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該行為に係る森林の所在及び当該森林の土地の面積
ロ 当該行為の着手及び完了の予定年月日
ハ 当該行為の施行体制
七 設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項（当該行為が皆伐による立木の伐採に該当する場合にあつては、ハに掲げる事項を除く。）
イ 伐採箇所の所在及び面積
ロ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
ハ 伐採材積
ニ 伐採の方法
ホ 伐採の期間
ヘ 森林法第三十四条第十項ただし書に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨
八 設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為（森林法第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
ロ 当該行為の方法
ハ 当該行為の着手及び完了の予定年月日
九 設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港及び漁場の整備等にに関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならぬ行為を記載する場合を含む。）にあつては、

十一二 工事実施の期間 設備整備計画に

- 十一 設備整備計画に法第七条第四項第六号に掲げる行為(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項の許可に係るものに限る。)を記載する場合(設備整備計画に法第七条第三項第三号の海岸法第七条第一項の許可を受ければならない行為を記載する場合を含む。)にあっては、次に掲げる事項

イ 海岸保全区域の占用の期間

ロ 海岸保全区域の占用の場所

ハ 工事実施の方法

ニ 工事実施の期間

十 設備整備計画に法第七条第四項第六号に掲げる行為(海岸法第八条第一項の許可に係るものに限る。)を記載する場合(設備整備計画に法第七条第三項第三号の海岸法第八条第一項の許可を受けなければならぬ行為を記載する場合を含む。)にあっては、次に掲げる事項

イ 当該行為が海岸法第八条第一項第一号に掲げる行為に該当する場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取

(2) 土石の採取の場所

(3) 土石の採取量

(4) 土石の採取の方法

ロ 当該行為が海岸法第八条第一項第二号に掲げる行為に該当する場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 施設又は工作物を新設又は改築する場所

(2) 工事実施の方法

(3) 工事実施の期間

ハ 当該行為が海岸法第八条第一項第三号に掲げる行為に該当する場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 当該行為の内容

当該行為の期間

当該行為の場所

当該行為の方法

登録者情報	
登録者の概要	申請者(代表者)
登録者名 登録者又は主たる事務所の所在地 電話番号 電子メールアドレス	申請者(代表者) 登録者又は主たる事務所の所在地 電話番号 電子メールアドレス
提出申請書類に記入して申請する場合に記入	
登録者又は主たる事務所の所在地 登録者又は主たる事務所の所在地 電話番号 電子メールアドレス 郵便番号 住所	
2 個人の場合は会合で、「在籍」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、 「在籍」及び「主たる事務所の所在地」を記述すること。	
2 再生可能エネルギー電気供給の内容	
(1) 再生可能エネルギー電気供給の内容	
再エネチャージカードによる電気供給の内容	
再エネチャージカードによる電気供給の内容	
の種類	年間(Wh)
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
1. 年間(Wh)の範囲	
2. 年間(Wh)の範囲	
3. 年間(Wh)の範囲	
4. 年間(Wh)の範囲	
5. 年間(Wh)の範囲	
6. 年間(Wh)の範囲	
7. 年間(Wh)の範囲	
8. 年間(Wh)の範囲	
9. 年間(Wh)の範囲	
10. 年間(Wh)の範囲	

氏名:	
住所:	

①の貴営漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。

→ 例: 佐賀県漁業協同組合連合会(佐賀県上島町)より受託する施設など

- (1) 基本事務を専門的かつ正確にこなせる社会的役割を担う者に就任する場合に、同規則第2条の「専門的知識」の範囲に該当する。

2「基準の実現可能性」には、その実現が可能であることを示す言葉である。基準達成可能性は、各会員が各自の会員登録時に記入した会員登録内容の適合性を示す場合に該当する。

3「会員登録」には、会員登録時に、個人情報を登録すること。

4「会員登録情報」には、個人情報を登録すること。

5「会員登録情報の登録権利」には、会員登録情報を登録すること。

6「会員登録情報の登録権利の制限」には、会員登録情報を登録すること。

7「会員登録権利」には、会員登録情報を登録する権利であることを示す用語である。

8「会員登録権利の制限」には、会員登録情報を登録する権利を制限すること。

9「会員登録権利の制限の範囲」には、会員登録情報を登録する権利を制限する範囲である場合に該当する。

10「会員登録権利の制限の範囲」には、会員登録情報を登録する権利を制限する範囲である場合に該当する。

(1) 同規則第2条の「専門的知識」の範囲に該当する場合において、会員登録情報を登録する権利を制限する範囲に該当する。

(2) 同規則第2条の「専門的知識」の範囲に該当する場合において、会員登録情報を登録する権利を制限する範囲に該当する。

（部分書類）

以下の書類を添付すること。

第1回 「地政」の登記文書の範囲			
森林・林業用地等の登記申請書(法第11条第2項)関係			
森林(土地)の所在場所	出 所 地 主 人 の 姓 名	大字 字 番 号	地番
保全林の指定の目的			
行 為 の 方 法			
規 則 規 則	知 識		
	政 府		

5 「規則」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表付-3)	
(回函)の番号又は他の参考番号	
済み未済未済等の状況等を記す正規監査未済場所の特例措置(法第15条)の範囲	
1 用途の変更	
2 用途の新設	
(1) 増設	
(2) 新設	
(3) 延長	
(4) 取壇	
(5) 整備	
(6) 拡張	
(回函) 1. 「種別」欄には、正規監査の実施とし(回函)の範囲に該当する未済番号(1)は地元市町村の別記載するところとする。	
2 「用途」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造をもうう開港と目で併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。	
3 「延長」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。	
4 「取壇」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。	
5 「整備」欄には、工事の実施後して(回函)又は本監査(1)は其効力を有する場合等は記載してもよい。	
6 「拡張」欄には、新設、改築等の方法上と併せて受けた行為と併合してある場合は、汚物の設置の場合における内と外との区別を記載すること。	
6 「方式」欄には、排水、雨水等の方法上と併せて受けた行為と併合してある場合は、(回函)の予定期等、災害対策等の内容又は本監査の住所を記載すること。	

(回函) 1. 「種別」欄には、正規監査の実施とし(回函)の範囲に該当する未済番号(1)は地元市町村の別記載するところとする。

2 「用途」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造をもうう開港と目で併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「延長」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「取壇」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。

5 「整備」欄には、工事の実施後して(回函)又は本監査(1)は其効力を有する場合等は記載してもよい。

6 「拡張」欄には、新設、改築等の方法上と併せて受けた行為と併合してある場合は、汚物の設置の場合における内と外との区別を記載すること。

6 「方式」欄には、排水、雨水等の方法上と併せて受けた行為と併合してある場合は、(回函)の予定期等、災害対策等の内容又は本監査の住所を記載すること。

(別表付-4-1)	
(回函)の番号又は監査の番号	
済み未済未済等の特例措置(法第15条)の範囲	
済み未済未済の場所の範囲	
海岸保全区域の場所の範囲	
工事実施の方法	
土管の位置	

(回函) 1. 「海岸保全区域の場所の範囲」欄には、二重防波堤事務所を有する施設が二重防波堤事務所を有する施設と同一の場所に位置する場合は、二重防波堤事務所を有する施設の場所を記載すること。

2 「海岸保全区域の場所の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「土管の位置」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合においては、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「工事実施の方法」欄には、排水、雨水等の方法上と併せて受けた行為と併合してある場合は、(回函)の予定期等、災害対策等の内容又は本監査の住所を記載すること。

5 「土管の位置」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(回函) 1. 「土管」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

2 「工事実施の方法」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「土管の位置」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「工事実施の方法」欄には、排水、雨水等の方法上と併せて受けた行為と併合してある場合は、(回函)の予定期等、災害対策等の内容又は本監査の住所を記載すること。

5 「土管の位置」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(別表付-4-2)	
(回函)の番号又は監査の番号	
済み未済未済等の特例措置(法第15条)の範囲	
左右の防護の範囲	
左右の防護の範囲	
左右の防護の方法	
土管の位置	

(回函) 1. 「土管」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

2 「左右の防護の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「左右の防護の方法」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「土管の位置」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(回函) 1. 「土管」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

2 「左右の防護の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「左右の防護の方法」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「土管の位置」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(別表付-5)	
(回函)の番号又は監査の番号	
済み未済未済等の特例措置(法第15条)の範囲	
行内の範囲	
行内の範囲	
行内の範囲	
行内の範囲	

(回函) 1. 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

2 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「行内の範囲」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(回函) 1. 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

2 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「行内の範囲」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(回函) 1. 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

2 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

3 「行内の範囲」欄には、その記述欄が再び同様のキーワードを複数記載又は新規開港施設の構造に限らず他の在り方及び特徴と併せてある場合は、「回紙」と同じ」と記載すること。

4 「行内の範囲」欄には、(回函)の予定期と記載すること。

(iii) 1. 「増設又は能力強化の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業開拓施設の場所に係する地名の所在地及び地番と共に内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
 2. 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業開拓施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（应付票据）

以下の事項を記述すること。

- (1) 当該行為が開示請求権を明示した図面及びその付近に見出る範囲をしようとする再発生・複数発生等の実施形態又は実施形態の移動・位置を明らかにした図面と同様のもの。
- (2) 当該行為が開示する場合にあっては、設置の規則及び開示の範囲
- (3) 当該行為が開示する場合にあっては、設置のための機器、構造及び接続並びに他の規則又は法規の適用に係る各条項に基づき算定することをするする者等。

但し、前項の範囲を超過する場合には、被開示する機器の運営者又は管理者

- (1) (小) (1)から(4)までの基づくもの。但し、当該行為が開示する各条項において「開示する同様の条件」第1項(1)条、第2条(1)及び(2)条並に開示する同様の条件第1項(4)条(イ)項(1)に記載する該するかうるを含むする各条項に依るにとどまること。
- (2) 申告者は、該する法規第1項(2)条に規定して開示する同様の条件第1項(4)条から該するかうるを含むことのない各条項に依るにとどまること。

別記様式第2号(第5条開設)

技術動画社面の変更に係る認定申請

1

志町村長 殿

申請者
住 所

年 月 日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したいので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 附付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)
1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「往來」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
3 変更事項の内容については、変更前と変更後を並びて記載すること。

別記様式第2号（第8条関係）